

保存期間：10年
(2032年末)
令和4年1月19日

資料

2

国税庁説明資料

国 税 庁

目 次

【諮問事項】

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部改正について | 1 |
| 2 | 清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正等について | 12 |

【報告事項】

- | | | |
|---|----------------|----|
| 3 | 酒類行政における最近の取組等 | 30 |
|---|----------------|----|

1 酒類の公正な取引に関する基準を定める件 の一部改正について

酒類の公正な取引に関する基準を定める件(国税庁告示第2号)概要

(公正な取引の基準)

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。

(1) 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること

(2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

⇒ (1)価格要件と(2)影響要件の双方の要件に該当する場合は、指示、公表、命令、罰則の対象となる。

○ 売上原価の算定方法

仕入価格から仕入値引(基準が明確に定められ、当該基準が取引の相手方に事前に示され、仕入と密接に関連するものに限る)を控除する。

○ 販管費配賦方法

酒類事業と他の事業を併せて行っている場合、販管費は酒類業者が選択した合理的な配賦方法に従って配賦する。

※ 公正な取引の基準については、概ね5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとされている(組合法86の3⑥)

※ なお、基準制定に当たっては、酒類業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意することとされている(組合法86の3②)

(参考資料 ー基準制定後の調査の状況)

○ チラシ広告などの情報から基準等に則していない取引の可能性があると考えられた酒類業者等に対して、取引等の実態を把握するための調査(以下「一般調査」という。)を実施。

1 「基準」に基づき指示・嚴重指導をした件数

事務年度	平成29	平成30	令和元	令和2	合計
一般調査	136	147	142	139	564
指 示	4	8	7	7	26
嚴重指導	15	17	13	18	63

2 「指針」に基づき改善指導をした件数

事務年度	平成29	平成30	令和元	令和2	合計
ルール1 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの	101	114	109	104	428
ルール2 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	6	11	10	10	37
ルール3 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	1	4	0	1	6
ルール4 レポート類の提供が透明かつ合理的でないとして認められたもの	7	13	6	6	32

調査において把握した問題点 類型

- 基準制定後4年間に実施した取引状況等実態調査において、指示26件、嚴重指導63件を実施
- これらの事案の多くは、販管費の費用配賦に問題があったもの

基準における価格要件

$$\text{仕入(製造)原価} + \text{販管費} + \text{利潤} = \text{販売価格}$$

調査において把握した主な問題点

非違項目		件数
リベート関係		
リベートの受領者に対し、値引の額として控除しないよう指摘した事例	4	… I . 2(1)
リベートの支払者に対し、値引の額を控除するよう指摘した事例	5	… I . 2(2)
販管費の計算方法が不適當		
費用配賦の計算が行われていなかった事例	34	… II . 2(1)
恣意的な配賦方法・配賦割合が選択されていた事例	24	… II . 2(2)
配賦漏れの販管費があった事例	15	… II . 2(3)

I .リベート関係の取扱いの更なる明確化①

1 現行の取扱い

リベートを受領した酒類業者の売上原価の算定に当たり、支払側において

- ①リベートに関する基準が明確に定められていること
- ②当該基準が取引の相手方に事前に示されていること
- ③当該酒類の仕入と密接に関連するリベートであること

の全ての要件を満たす場合に限り、仕入値引として処理することができる。

(参考)リベートの「類型」

- リベートは、酒類製造業者等が酒類の販売数量又は業務効率化への寄与等に応じて取引の相手方(又はその先の取引の相手方)に対して供与されている。
- 酒類製造業者におけるリベートは、各社で数十項目にわたり、支払の名目・目的・金額の算出根拠も事業者により様々。法令等に基づく分類は存在していない※が、大まかに類型分けをすると概ね以下のとおり。

※ したがって、仕入値引の可否の判断は、以下の類型分に該当するか否かではなく、個々のリベートの性質を踏まえて判断することが必要

	卸	小売	備考
基本リベート	○	—	基本契約に基づき、取引金額から一定の割合を割引くもの
応量リベート	○	○ (卸経由)	取引数量に応じて支払われるもの(数量に応じた累進もあり)
特売リベート	—	○ (卸経由)	小売業者が特売を行う際の価格補償としてリベートを支払うもの
機能リベート	○	—	出荷作業の効率化への貢献度(発注時刻条件、配送時間条件など)に応じて支払うもの、販売情報提供の対価として支払うものなど ※当該酒類の仕入と密接に関連するものでないものについては値引不可(他方、取引数量に応じて支払われるものも存在)

I.リベート関係の取扱いの更なる明確化②

2 調査事例(リベートの取扱い(仕入値引・売上値引)が問題となった事案)

(1) 仕入値引

- 卸売業者において、支払基準が明確に定められていないリベートを受領していたにもかかわらず、仕入値引として控除し、安値販売の原資としていた。
⇒ 書面を通じ、支払基準・値引き可否についての認識を支払者と受領者で一致させることが必要。
- 小売業者が、酒類の仕入価格の計算において、当該酒類とは異なる商品に関して支払われたリベートを仕入値引として控除し、安値販売の原資としていた。
⇒ 書面を通じ、支払者がいずれの商品の値引き対象となるリベートであるかを明示させることが必要。

(2) 売上値引

- 製造業者において、自社製品の店頭販売価格を引き下げさせる目的で過剰な額のリベートを支払ったが、当該リベートを売上値引と認識しないことにより、総販売原価割れとしていなかった。
(その一方で、小売業者は過剰な受取りリベートを仕入値引とし、安値販売の原資とすることが可能な状態にあった。)
⇒ 書面を通じ、リベートの値引き可否についての認識を支払者と受領者で一致させることを求めることにより、支払いリベートの金額に歯止めをかけることが必要。

I .リベート関係の取扱いの更なる明確化③

3 対応案

支払者から受取者に対し通知された書面において、支払者側において売上値引として処理している旨が明記された取引・金額の範囲で、受取者の仕入値引を認めることとする。

具体的には、現行の基準に、4つ目の要件として「販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る」旨を盛り込む。

なお、この場合、その他のリベートは、仕入値引又は販管費からの差引のいずれも認めない(基準上では、いわゆる雑収入的なものとして取扱う。)

Ⅱ. 共通費用の配賦方法の更なる明確化①

1 現行の取扱い

酒類業者が、酒類事業と他の事業を行っている場合の共通費用は合理的な配賦方法により配賦することとされており、この配賦方法については、通達において売上高比、仕入高比、売場面積比、作業従事時間数比が例示されている。

2 調査事例(販管費の配賦方法が問題となった事案)

(1) 費用配賦の計算なし

- 経験則などに基づいた安易な計算を行い、具体的な費用配賦の計算を行っていなかった。
⇒ 標準的な配賦方法の明示が必要。

(2) 恣意的な費用配賦

- レジの通過点数を基礎とする「販売点数比」について、販売点数の多寡が費用の増減に影響を与える程度が少ない水道光熱費などを含めた全ての販管費に一律に適用していた。
- 酒類の売場面積を基礎とする「売場面積比」について、売場面積の多寡が費用の増減に影響を与える程度が少ない人件費などを含めた全ての販管費に一律に適用していた。また、適用していた配賦割合は、最も酒類の売場面積が少ない店舗の割合を他の店舗にも適用するという合理性のない割合であった。
⇒ 選択した配賦方法の合理性について、事業者に対し具体的な根拠を求めることを明記する必要。
⇒ 配賦方法の合理性が認められない、又は根拠が示されない場合に適用できる標準的な配賦方法が必要。

(3) 費用の配賦漏れ

- 支店(店舗)ごとに販管費を計算していたため、支店が管理していない本社経費の配賦が漏れていた。
⇒ 基準改正による対応が必要なものではないが、引き続き、深度ある調査で確認。

Ⅱ. 共通費用の配賦方法の更なる明確化②

3 対応案

標準的な配賦方法として売上高比を明示し、それ以外の方法を採用場合には、事業者に合理的かつ具体的な根拠を示すよう求めることとする。

具体的には、現行の基準に、事業者が選択した合理的な配賦方法は「その算出根拠が明らかにされている場合に限る」こと、事業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には「売上高のうち酒類に係る売上高が占める割合に応じた配賦方法」により配賦することを盛り込む。

Ⅲ. 厳重指導の明確化

調査において行われる「厳重指導」は、直ちに法令上の「指示」には至らないものの、同様の行為が繰り返されると「基準」に違反するおそれがある事案に対して、運用上実施している。

厳重指導の実効性を高めるために、指針において厳重指導の根拠の明確化を併せて実施する。

「酒類の公正な取引に関する基準を定める件の一部改正」(案)

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">酒類の公正な取引に関する基準</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものであり、かつ、<u>第六項の販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る。</u>）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(費用配賦の方法)</p> <p>5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法（<u>その算出根拠が明らかにされている場合に限る。この項において同じ。</u>）（当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、<u>売上高のうち酒類に係る売上高が占める割合に応じた配賦方法</u>）により、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。</p> <p>6～11 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">酒類の公正な取引に関する基準</p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 酒類業者が、酒類製造業者及び酒類卸売業者から酒類の取引数量又は業務効率化その他これに類するものへの寄与に応じて金銭等の支払い（この項において「リベート」という。）を受けた場合において、リベートに関する基準が明確に定められており、かつ、取引の当事者間において事前に共有されているときは、当該リベートの受取り（当該リベートの受取りの対象となる酒類の仕入れと密接に関連するものに限る。）を当該酒類の仕入れに係る値引きとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(費用配賦の方法)</p> <p>5 酒類業者が、酒類事業と他の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該費用については、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法に<u>従って</u>、酒類の売上原価又はその販売に係る販売費及び一般管理費に配賦するものとする。</p> <p>6～11 (同左)</p>

今後のスケジュール

1月下旬～ 2月下旬	パブリックコメント
3月上旬～中旬	公正取引委員会との協議
3月31日	「酒類の公正な取引に関する基準を定める件」告示改正
4月～5月	【広報・周知】 ・職員に対する基準・通達等に係る研修 ・酒類業者に対する広報・周知（説明会の開催等）
6月1日	施行

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒類の公正な取引に関する基準関係・抜粋)

(公正な取引の基準)

第八十六条の三 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、酒類に関する公正な取引につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準(以下「公正な取引の基準」という。)を定めるものとする。

2 財務大臣は、公正な取引の基準を定めるに当たっては、酒類製造業者又は酒類販売業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により公正な取引の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

4 財務大臣は、公正な取引の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、当該公正な取引の基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

5 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

6 財務大臣は、おおむね五年ごとに公正な取引の基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

(公正な取引の基準に関する命令)

第八十六条の四 財務大臣は、前条第四項の指示を受けた者がその指示に従わなかつた場合において、酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害され、又は阻害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該指示に係る公正な取引の基準を遵守すべきことを命令することができる。

(国税審議会への諮問)

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の三第一項の規定により公正な取引の基準を定めようとするとき(同条第六項の規定により公正な取引の基準を改正しようとするときを含む。)、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第九十四条 財務大臣は、第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の認可、第八十四条第一項から第三項までの規定による勧告若しくは命令又は第八十六条の三第一項の規定による公正な取引の基準の制定(同条第六項の規定による公正な取引の基準の改正を含む。)をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2~4 省略

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十六条の四の規定による命令に違反した者

一の二~三 省略

2 清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正等について

酒類に係る表示基準の見直しの方角性について

- 国内外の消費者にとっての分かりやすさや日本産酒類のブランド価値の向上、及び日本産酒類の輸出環境整備の観点から、酒類の表示制度について次の見直しを検討。
 - ◆ 清酒の製法品質表示基準について、製造時期や受賞記述の表示方法等の改善
 - ◆ JAS法改正を前提に、酒類業組合法に基づく酒類における有機の表示基準を廃止

清酒の製法品質表示基準



◎ 製造時期表示

商品性等に応じて多様な時期表示ができるよう、必要記載事項から任意記載事項に変更。(コーデックス規格(国際規格)や食品表示基準に沿う見直し)

◎ 受賞記述表示

公的機関以外の機関から付与された賞の表示を可能とする。

◎ その他(複合表示等)

「生原酒」、「生貯蔵原酒」など原酒、生酒、生貯蔵酒、樽酒の用語を複合して用いることができることを明確化することを含め、取扱通達の見直しを実施。

酒類における有機の表示基準



◎ JAS法の改正

- ・ JAS法を改正しJAS規格の対象に有機酒類を追加。これに併せて、現行の酒類における有機の表示基準(告示)を廃止。
- ・ 有機表示制度の移管に伴い、JAS法を財務省と農林水産省との共管法に変更。

⇒ 有機認証の同等性交渉を加速し、有機酒類の輸出の拡大を図る。

※ 諸外国の多くでは、有機認証を受けなければ「有機」と表示不可。一方、国家間で「有機同等性」が認められれば、日本での有機認証をもって相手国で有機表示が可能。

清酒の製法品質表示基準の一部改正について

- 清酒の製法品質表示基準(平成元年国税庁告示第8号)は、酒類業組合法(昭和28年法律第7号)の規定に基づき平成元年11月に制定(平成2年4月適用)。
- 当該基準では、消費者利益の保護の観点から特定名称を表示するのにふさわしい製法品質の確保と表示の適正化を図るため、特定名称表示の要件を規定するほか、清酒全般における必要表示事項等を規定。
- 国内外の消費者にとっての分かりやすさや日本酒のブランド価値向上の観点から、以下の事項(赤枠)について必要な見直しを実施。

特定名称表示

- ・ 吟醸酒
- ・ 純米酒
- ・ 本醸造

等

必要記載事項

- ・ 原材料名
- ・ 製造時期
- ・ 保存又は飲用上の注意事項
- ・ 原産国名
- ・ 外国産清酒を使用したものの表示

任意記載事項

- ・ 原料米の品種名
- ・ 清酒の産地名
- ・ 貯蔵年数

- ・ 原酒
- ・ 生酒
- ・ 生貯蔵酒
- ・ 生一本
- ・ 樽酒

- ・ 受賞の記述 等

表示禁止事項

- ・ 製法、品質等が業界において「最高」、「第一」、「代表」等最上級を意味する用語
- ・ 官公庁御用達又はこれに類似する用語
- ・ 特定名称酒以外の清酒について特定名称に類似する用語



製造時期表示の改正

- ・ 製造時期表示について、食品の国際規格であるコーデックス規格や食品表示基準に沿って、必要記載事項から任意記載事項に変更。
- ・ 現行の製造時期表示の取扱い(原則として容器詰めした年月表示)に代えて、商品特性に応じた日付表示(出荷等の時期)を可能とする。

(注)具体的な日付表示は、日本酒造組合中央会において明確化。

受賞記述表示の改正

- ・ 現行の受賞の記述表示の取扱い(公的機関から付与された賞に限り受賞機関及び受賞年の表示可)を廃止し、公的機関以外の機関から付与された賞の表示を可能とする。
- ・ 食品表示基準に倣い、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語を表示の禁止事項に追加。

その他の改正(通達)

- ・ 上記のほか、「生原酒」、「生貯蔵原酒」など原酒、生酒、生貯蔵酒、樽酒の用語を複合して用いることを可能とする等、取扱通達において関係規定の見直しを実施。

※ 令和5年1月1日から適用。適用日前に移出等した清酒について、必要な経過措置を設ける。

「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">清酒の製法品質表示基準</p> <p>(特定名称の清酒の表示)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 米こうじとは、白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米の<u>でん粉</u>を糖化させることができるものをいい、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合(白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう。以下同じ。)が、15%以上のものに限るものとする。</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>(必要記載事項の表示)</p> <p>3 次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">清酒の製法品質表示基準</p> <p>(特定名称の清酒の表示)</p> <p>1 次の表の左欄に掲げる清酒の特定名称は、当該清酒がそれぞれ同表の右欄に掲げる製法品質の要件に該当するものであるとき、当該清酒の容器又は包装に表示できるものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 米こうじとは、白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米の<u>でんぷん</u>を糖化させることができるものをいい、特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合(白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう。以下同じ。)が、15%以上のものに限るものとする。</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(記載事項の表示)</p> <p>3 次の各号に掲げる事項は、それぞれ当該各号に掲げるところにより、清酒の容器又は包装に表示するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>製造時期</u> <u>当該清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、次のいずれかの方法で表示する。</u> <u>ただし、第5項に掲げる貯蔵年数を表示するもの</u> <u>にあつては、製造時期に代えて製造場から移出した時期を表示すること、また、保税地域から引き</u></p>

「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 保存又は飲用上の注意事項 製成後一切加熱処理をしないで製造場から移出する清酒には、保存又は飲用上の注意事項を表示する。</p> <p>(3) 原産国名 保稅地域（<u>関税法（昭和29年法律第61号）第29条（保稅地域の種類）に規定する保稅地域をいう。以下同じ。）</u>）から引き取る清酒（<u>酒税法第28条の3第1項（未納稅引取）の規定の適用を受け、未納稅で引き取るものを除くものとし、当該引取り後、詰め替えて販売するものを含む。</u>）には、当該清酒の原産国名を<u>関税法施行令（昭和29年政令第150号）第59条第1項（輸出申告の手續）</u>に規定する輸入申告書に記載する原産地名をもって表示する。 この場合において、原産国名に続けて当該清酒の生産地名を表示することとしても差し支えない。</p>	<p><u>取る清酒（酒税法第28条の3第1項（未納稅引取）の規定の適用を受け、未納稅で引き取るものを除く。以下同じ。）で、製造時期が不明なものにあつては、製造時期に代えて輸入年月（<u>関税法（昭和29年法律第61号）第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入許可書に記載されている年月をいう。</u>）を「輸入年月」の文字の後に表示することとして差し支えない。</u></p> <p>イ 製造年月 <u>令和元年5月</u> ロ 製造年月 <u>1. 5</u> ハ 製造年月 <u>2019. 5</u> ニ 製造年月 <u>19. 5</u></p> <p>(3) 保存又は飲用上の注意事項 製成後一切加熱処理をしないで製造場から移出する清酒には、<u>保存若しくは飲用上の注意事項</u>を表示する。</p> <p>(4) 原産国名 保稅地域から引き取る清酒（当該引取り後、詰め替えて販売するものを含む。）には、当該清酒の原産国名を<u>関税法施行令（昭和29年政令第150号）第59条第1項に規定する輸入申告書に記載する原産地名をもって表示する。</u> この場合において、原産国名に続けて当該清酒の生産地名を表示することとしても差し支えない。</p>

「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(4) 外国産清酒を使用したものの表示 国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示する。なお、使用割合は10%の幅をもって表示することとして差し支えない。</p> <p>4 前項の規定により表示すべき事項は、当該清酒の容器又は包装の見やすい所に明瞭に表示するものとし、表示に使用する文字は、8ポイント（日本産業規格Z8305（1962）に規定するポイントをいう。以下同じ。）の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ミリリットル以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p>（任意記載事項の表示）</p> <p>5 次の各号に掲げる事項を清酒の容器又は包装に表示する場合は、それぞれ当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 原料米の品種名 原料米の品種名は、当該原料米の使用割合（当該清酒の製造に使用した原料米の総使用量に占める割合をいう。以下同じ。）が50%を超える場合（複数の原料米の品種名を表示するときは、当該複数の原料米の合計の使用割合が50%を超える場合）に表示できるものとし、表示に当たっては、当該原料米の使用割合を併せて表示するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(5) 外国産清酒を使用したものの表示 国内において、国内産清酒と外国産清酒の両方を使用して製造した清酒については、外国産清酒の原産国名及び使用割合を表示する。なお、使用割合は、10%の幅をもって表示することとして差し支えない。</p> <p>4 (同左)</p> <p>（任意記載事項の表示）</p> <p>5 次の各号に掲げる事項を清酒の容器又は包装に表示する場合は、それぞれ当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 原料米の品種名 原料米の品種名は、当該原料米の使用割合（当該清酒の製造に使用した原料米の総使用量に占める割合をいう。以下同じ。）が50%を超える場合（複数の原料米の品種名を表示するときは、当該複数の原料米の合計の使用割合が50%を超える場合）に表示できるものとし、表示にあたっては、当該原料米の使用割合を併せて表示するものとする。</p> <p>(2) (同左)</p>

「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) 貯蔵年数 貯蔵年数（清酒を貯蔵容器に貯蔵した日の翌日からその貯蔵を終了した日までの年数をいう。以下同じ。）は、1年未満の端数を切り捨てた年数により表示するものとし、貯蔵年数の異なるものを混和した清酒である場合は、<u>貯蔵年数の最も短い清酒の年数をもって表示するものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (省略)</p> <p>(8) 樽酒 樽酒の用語は、木製の樽で貯蔵し、木香の付いた清酒（瓶その他の容器に詰め替えたものを含む。）である場合に表示できるものとする。</p> <p>(9) (省略) <u>(削除)</u></p>	<p>(3) 貯蔵年数 貯蔵年数（清酒を貯蔵容器に貯蔵した日の翌日からその貯蔵を終了した日までの年数をいう。）は、1年未満の端数を切り捨てた年数により表示するものとし、貯蔵年数の異なるものを混和した清酒である場合は、<u>当該年数の最も短い清酒の年数をもって表示するものとする。</u></p> <p>(4)～(7) (同左)</p> <p>(8) 樽酒 樽酒の用語は、木製の樽で貯蔵し、木香の付いた清酒（びんその他の容器に詰め替えたものを含む。）である場合に表示できるものとする。</p> <p>(9) (同左)</p> <p><u>(10) 受賞の記述</u> <u>受賞の記述は、公的機関（品質審査の実施方法が公開され、当該品質審査を毎年又は一定期間毎に継続して実施することとしている機関に限る。）から付与された賞である場合に、当該受賞した清酒と同一の貯蔵容器に収容されていた清酒について表示できるものとし、表示に当たっては、授賞機関及び受賞年を併せて表示するものとする。</u></p>
<p><u>(10) 製造時期の表示</u> <u>清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を、製造時期であることを示す文字の後に表示するものとする。</u> <u>なお、製造時期の表示に当たっては、前項の規定に準じて行うものとし、保税地域から引き取る清酒（酒税法第28条の3第1項の規定の適用を受け、未納税で引き取るものを除く。）で製造時期が不明なものにあつては、製造時期に代えて輸入</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」(案)

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>年月（関税法第67条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入許可書に記載されている年月をいう。）を輸入年月であることを示す文字の後に表示するものとする。</u></p> <p>（表示禁止事項）</p> <p>6 次の各号に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはならないものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、当該事項の表示の近接する場所に、第4項に規定するポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、令和5年1月1日から施行する。</p> <p>2 <u>令和4年12月31日以前に、酒類の製造場（酒税法第28条第6項又は第28条の3第4項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所を含む。）から移出し、若しくは保税地域から引き取る清酒（同法第28条第1項、第28条の3第1項又は第29条第1項の規定の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は酒類の販売場から搬出する清酒の製法、品質に関する表示については、なお従前の例による。</u></p>	<p>（表示禁止事項）</p> <p>6 次の各号に掲げる事項は、これを清酒の容器又は包装に表示してはならないものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、当該事項の表示の近接する場所に、第4項に規定するポイントの活字以上の大きさで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>官公庁御用達又はこれに類似する用語</u></p> <p>(3) (同左)</p>

今後のスケジュール

3月上旬～ 4月上旬	パブリックコメント
3月上旬～ 5月上旬	WTO／TBT通報 ※ WTO／TBT通報とは、WTO加盟国が、強制規格、任意規格といった基準認証制度の制定又は改正の際、WTO／TBT協定に基づきその原案をWTO事務局に通報し、加盟国からのコメントを受け付け、国際的な透明性を確保するための国際的な手続
6月下旬	清酒の製法品質表示基準の一部改正（告示）
7月～12月	【広報・周知】 ・清酒製造業者等に対する広報・周知
5年1月1日	施行

現行の酒類の有機表示制度の概要

制度の概要

酒類業組合法に基づく「酒類における有機の表示基準」に基づき有機農畜産物等を原料として使用し、一定の条件を満たした酒類について、酒類の容器又は包装に「有機」又は「オーガニック」の表示を認める制度。

表示基準の主な内容

有機JAS制度に倣い、以下の条件を規定。

- JAS法に基づき格付けされた有機農畜産物等を95%以上使用
- 食品添加物は、承認されたもので、製造又は保存に必要な最小限度の量
- 製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法(加熱、冷却、発酵等)による等
一定の条件(※) 等

※ 例えば、化学合成によるものではない

その他

- ・ 認証制度がないことから、事業者の責任で有機等の表示が可能。
- ・ 有機JAS制度のような有機認証制度の同等性がないため、有機酒類を輸出する場合には、輸出先国における認証登録機関の認証を受ける必要。
- ・ 有機等の表示を行う際のマークはない。

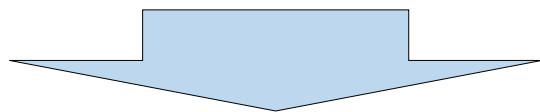
酒類と酒類以外の加工食品における有機表示制度の違い

	酒 類	酒類以外の加工食品
根 拠	酒類における有機の表示基準 (酒類業組合法に基づく国税庁告示)	有機加工食品の日本農林規格 (JAS法に基づく農林水産省告示)
チェック体制	<ul style="list-style-type: none"> ・表示基準に基づく自己チェック(事前) ・酒類業組合法に基づく表示確認調査(事後) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3者である登録認証機関による 検査 (事前・定期的な検査)
特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・認証、検査に係る経済的負担なし ・第3者による認証なし ・輸出に際しては、輸出先国における登録認証機関の認証が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証、検査に係る経済的負担あり ・第3者による認証あり(有料) ・輸出に際しては、輸出先国との有機認証制度の同等性の承認によりJAS規格のまま可能

酒類における有機の表示基準の廃止及び重要基準の一部改正について

○ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和3年12月改訂)において、日本農林規格等に関する法律(JAS法)を改正し、有機JAS制度について次の見直しを行う方向性が示された。

- ◆ JAS規格の対象に「有機酒類」を追加する。
- ◆ JAS規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉(同等性交渉)を進める。



改正事項 ①

JAS法改正を前提に、酒類業組合法第86条の6第2項に基づく現行の「酒類における有機の表示基準」(平成12年国税庁告示第7号)を廃止

改正事項 ②

有機表示基準の廃止に伴い、「酒類の表示の基準における重要基準」(平成15年国税庁告示第15号)(※)における有機表示基準に関する規定を削除

(※) 財務大臣は、表示基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があるものを重要基準として定めることができることとされている。

(注) 改正JAS法の公布後にパブリックコメント等の必要な手続を実施。

JAS法の改正及びその目的・効果

- ・ JAS法を改正しJAS規格の対象に「有機酒類」を追加。これに併せて、現行の「酒類における有機の表示基準」(告示)を改正JAS法の施行日をもって廃止。
- ・ JAS法への酒類の有機表示制度の移管に伴い、同法を財務省と農林水産省の共管法に変更。
 - 有機認証の同等性交渉を加速し、有機酒類の輸出の拡大を図る。
 - 諸外国の多くでは、有機認証を受けなければ「有機」と表示不可。一方、国家間で「有機同等性」が認められれば、日本での有機認証をもって相手国で有機表示が可能。

JAS制度と同等の制度を有する国・地域(令和3年3月時点) 農林水産省ホームページより抜粋

○ 有機加工食品(有機農産物加工食品のみの場合を含む。)についてJAS規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国・地域

アメリカ合衆国・オーストラリア・カナダ・スイス・アルゼンチン・英国・ニュージーランド・EU・台湾※

※ 台湾は、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取り決めを踏まえたもの。

経過措置

- ・ JAS法への酒類の有機表示制度の移管に伴い、一定の期間、酒類の製造場から移出(国内流通)し、又は保税地域から輸入する酒類について、従前の表示制度の適用を可能とする等の経過措置を設ける。

※ 廃止前の告示で定める食品添加物・薬剤の扱いについては、新JAS規格に定めるところに準ずるものとする。

(参考資料1) 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(抜粋)

令和2年12月15日(令和3年12月24日改訂)
農林水産業・地域の活力創造本部決定

3. 基本的な考え方に基づく具体的施策

(3) 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

② 輸出加速を支える政府一体としての体制整備

- 世界的にオーガニックなどの持続性に配慮した食品の需要が高まっており、令和3年5月に決定された「みどりの食料システム戦略」に基づき、2050年までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大し、有機製品の供給を増大する。
- また、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加する方向で検討するとともに、JAS規格と海外の規格との同等性の承認を得るための交渉(同等性交渉)を進める。

(4) 新たな取組を実現するための法制度の見直し

① 輸出促進法等の改正

- JAS法を改正し、以下の内容を措置することを検討。
 - ・ JAS規格の制定の対象に有機酒類を追加し、同等性の承認を活用した有機酒類の輸出を拡大する。
 - ・ 認定農林水産物・食品輸出促進団体(仮称)が同等性認証の交渉を求めた場合の国の責務を明確化する。
 - ・ 外国政府に予め登録された登録認証機関に対し、事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関から提供される仕組みを導入する。

(参考資料2) 有機酒類の出荷状況等について

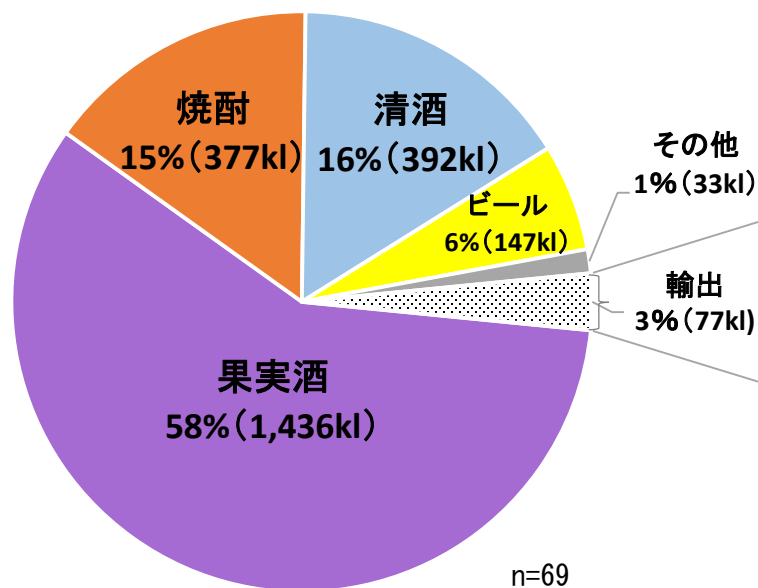
- 有機酒類の総出荷数量(令和元年分)は、約2,500キロリットル(国内総製成数量の1%未満)。総出荷数量のうち、輸出分については9割超が清酒という状況。
- 国家間で「有機同等性」が認められれば、自国の有機認証を相手国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能となるため、輸出数量の拡大が期待できる。

■ 酒類製造者の有機酒類の出荷状況

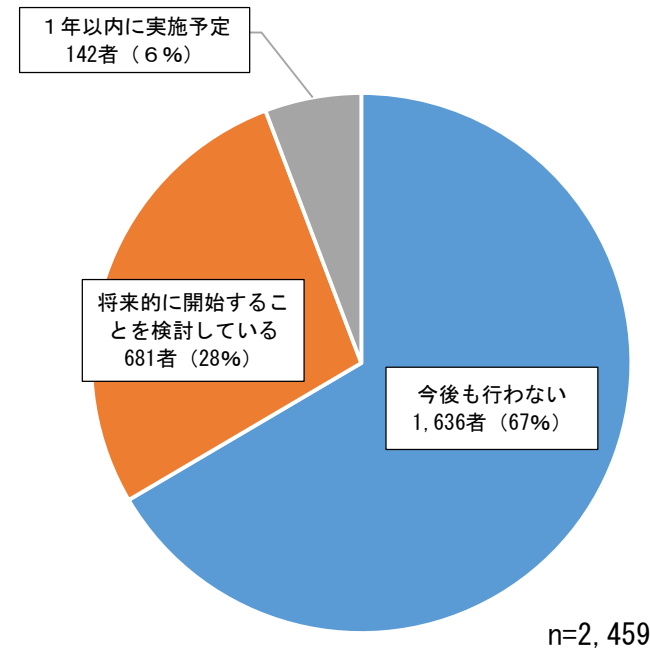
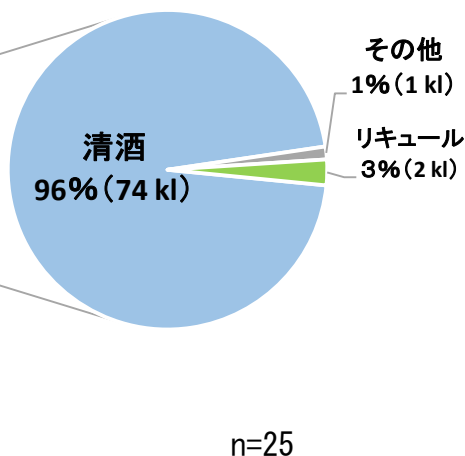
(参考)輸出に関する事業者アンケート(※)

※ 調査対象期間中に輸出を行っていない事業者

総出荷数量(2,462KL)



左記のうち輸出分(77KL)



(出典) 国税庁「令和2年酒類業実態調査」の個票データより作成(調査対象期間:平成31年1月~令和元年12月)。

(注) 1. 有機酒類の数量は、アンケート調査により回答のあった酒類製造者の出荷状況を基にしており、有機酒類の全数量ではない。

2. 有機酒類の数量には、有機輸入酒類は含まれていない。

「酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件」(案)

○ 酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件（令和4年国税庁告示第●号）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第●●●号。）【仮称】の一部施行に伴い、酒類における有機の表示基準を定める件（平成12年国税庁告示第7号。以下「酒類における有機の表示基準」という。）は、廃止する。

令和4年●月●日

国税庁長官 大鹿行宏

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律第1条第●号に定める日（以下「改正法施行日」という。）から施行する。

※ 経過措置の内容については、改正JAS法等の規定の内容を踏まえ、今後検討

「酒類の表示の基準における重要基準を定める件の一部改正」(案)

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">酒類の表示の基準における重要基準</p> <p>酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の7及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和28年大蔵省令第11号）第20条第1項の規定に基づき、同法第86条の6第1項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものを次の各号に掲げるとおり定めたので告示する。</p> <p>一・二 （省略） <u>（削除）</u></p> <p>三 （省略） 四 （省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この告示は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第●●●号）第1条第●号に定める日から施行する。</u></p> <p>※ 経過措置の内容については、改正 J A S 法の規定等の内容を踏まえ、今後検討</p>	<p style="text-align: center;">酒類の表示の基準における重要基準</p> <p>（同左）</p> <p>一・二 （同左）</p> <p>三 <u>酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示第7号）第1項、第2項（第4号口を除く。）、第3項及び第5項（第1号ハ及び第2号ハを除く。）</u></p> <p>四 （同左） 五 （同左）</p>

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(清酒の製法品質表示基準等関係・抜粋)

(酒類の表示の基準)

第八十六条の六 財務大臣は、前条に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 財務大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 財務大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることができる。

4 財務大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

(酒類の表示に関する命令)

第八十六条の七 財務大臣は、前条第三項の指示を受けた者がその指示に従わなかった場合において、その遵守しなかつた表示の基準が、同条第一項の表示の基準のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして財務大臣が定めるもの(以下「重要基準」という。)に該当するものであるときは、その者に対し、当該重要基準を遵守すべきことを命令することができる。

(国税審議会への諮問)

第八十六条の八 財務大臣は、第八十六条の三第一項の規定により公正な取引の基準を定めようとするとき(同条第六項の規定により公正な取引の基準を改正しようとするときを含む。)、第八十六条の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき又は前条の規定により重要基準を定めようとするときは、あらかじめ、国税審議会に諮問しなければならない。

3 酒類行政における最近の取組等

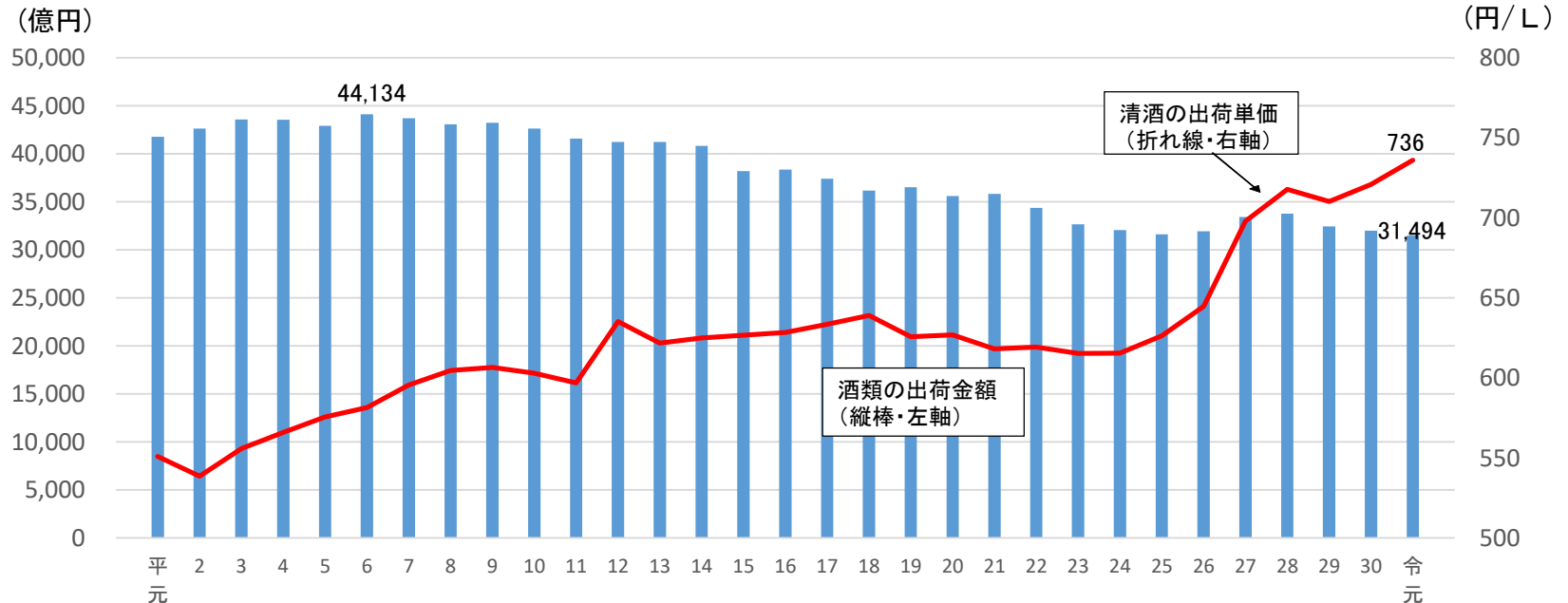
最近の酒類の消費動向

(単位：前年同期比増減率、%)

	2020年													2021年										
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
家庭消費	+5.2	+12.5	+9.5	+22.5	+26.9	+17.4	+12.2	+11.7	+5.9	+22.1	+14.2	+8.2	+13.6	+15.6	+2.6	▲0.1	▲5.7	▲4.2	▲3.3	+0.1	▲8.3	▲15.3	+6.3	▲5.2
飲食店消費	+16.1	+12.3	▲51.9	▲90.0	▲88.0	▲62.5	▲52.6	▲63.6	▲53.3	▲35.9	▲57.2	▲81.7	▲52.7	▲90.8	▲83.8	▲49.9	+98.2	▲6.2	▲62.2	▲52.7	▲65.5	▲82.6	▲32.9	+1.5
家庭+飲食店消費	+9.5	+12.5	▲13.6	▲17.1	▲9.0	▲6.3	▲7.0	▲10.2	▲9.5	+2.9	▲10.2	▲24.1	▲8.1	▲28.8	▲25.5	▲10.6	▲1.3	▲4.3	▲10.3	▲7.9	▲15.0	▲24.3	▲1.8	▲4.1

(出典) 総務省統計局「家計調査」(「2人以上世帯」の1世帯当たり平均消費支出金額【名目】)

(参考) 酒類の出荷金額及び清酒の出荷単価の推移

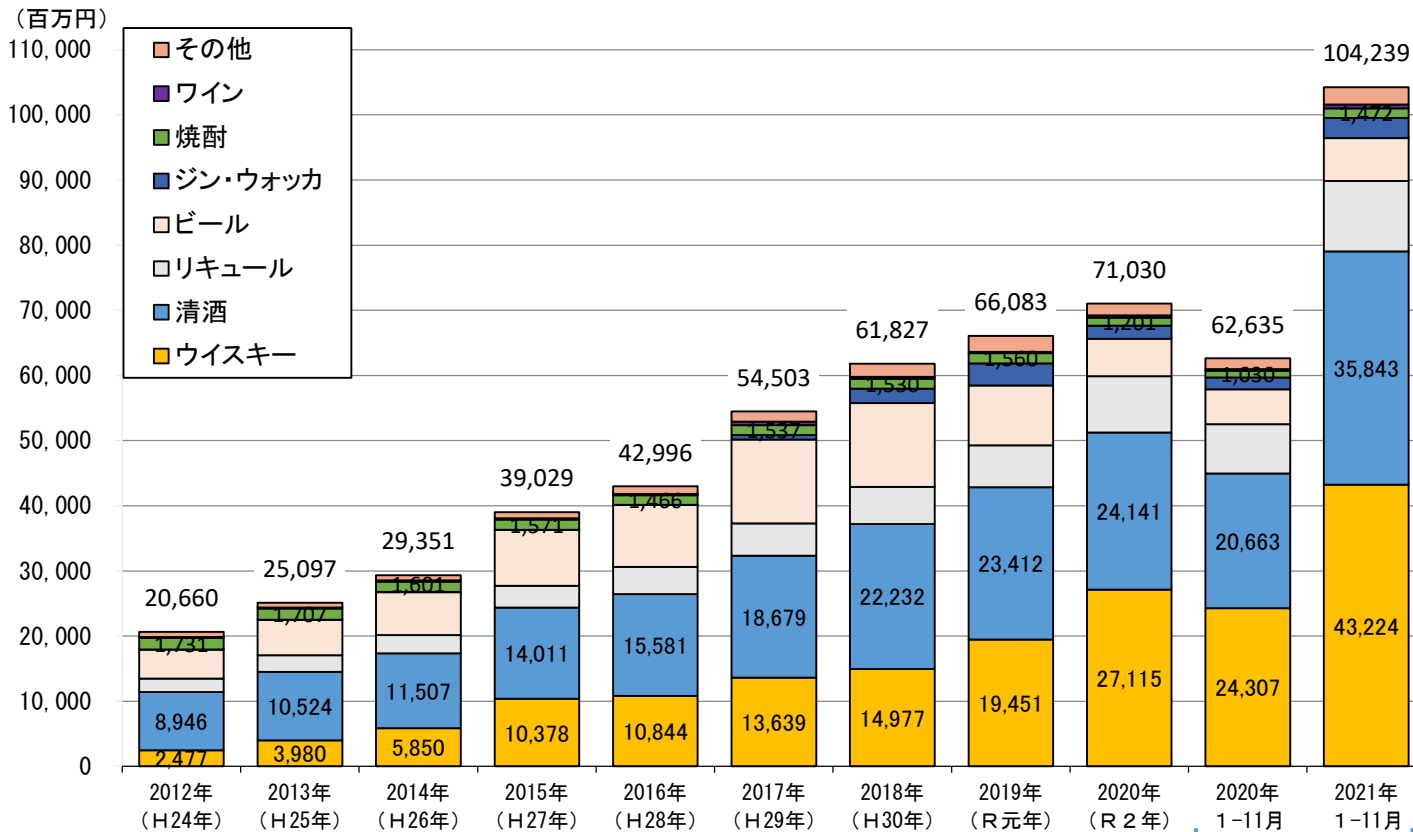


(注) 従業員4人以上の事業所
 (出典) 経済産業省「工業統計表」より作成

最近の日本産酒類の輸出動向について

(2021年11月時点)

- 2021年1月から11月までの輸出金額は約1,042億円(対前年同期66.4%増)となり、初めて1,000億円を突破。
- 8月末で2020年の輸出金額(約710億円)を上回り、10年連続で過去最高を更新。
- 品目別にはウイスキーや清酒が、国・地域別には中国やアメリカ、香港が輸出を牽引。



○品目別輸出金額 (単位:百万円)

品目	2020年	対前年増減率	2021年(1-11月)	対前年同期増減率
ウイスキー	27,115	+39.4%	43,224	+77.8%
清酒	24,141	+3.1%	35,843	+73.5%
リキュール	8,623	+33.9%	10,790	+43.2%
ビール	5,772	▲37.0%	6,595	+22.7%
ジン・ウォッカ	2,019	▲40.7%	3,076	+70.0%
焼酎	1,201	▲23.0%	1,472	+42.9%
ワイン	348	+99.8%	613	+119.9%
その他	1,811	▲26.9%	2,626	+60.3%
合計	71,030	+7.5%	104,239	+66.4%

○輸出金額上位10か国・地域 (単位:百万円)

国・地域	2020年	対前年増減率	2021年(1-11月)	対前年同期増減率
中華人民共和国	17,292	+70.9%	29,112	+101.9%
アメリカ合衆国	13,840	▲11.6%	22,159	+73.6%
香港	9,975	+59.5%	13,203	+54.8%
台湾	6,541	+5.5%	8,396	+45.1%
フランス	3,185	▲7.4%	5,449	+85.0%
シンガポール	3,829	+11.2%	4,606	+33.8%
オランダ	3,062	▲15.1%	3,792	+26.7%
オーストラリア	2,617	+14.2%	3,538	+44.5%
大韓民国	1,919	▲68.8%	2,416	+40.0%
マカオ	552	+132.0%	1,726	+306.3%
(参考)EU・英国	7,975	▲12.9%	12,065	+60.5%

○2021年の輸出金額の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出金額(億円)	76.6	80.0	102.5	107.9	92.4	104.3	102.2	92.8	92.5	100.8	90.3	-	1,042.4
対前年同期比(%)	+52.9	+43.0	+84.5	+105.6	+139.2	+88.8	+76.9	+75.2	+49.4	+39.5	+22.9	-	+66.4

※各月の輸出金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

出典:財務省貿易統計

国税庁 酒類業振興関係予算

【計28.0億円（令和4年度当初予算:14.2億円
令和3年度補正予算:13.8億円）】

1. 新市場創造関係 (1)~(4):22.1億円

(1)新市場創造支援事業 **15.0億円**

① 新市場開拓支援事業費補助金 **補正** **8.0億円**
(フロンティア補助金)

【対象となる取組】

- ・商品の差別化による新たなニーズ獲得事業
- ・販売手法の多様化による新たなニーズ獲得事業
- ・ICTを活用した製造・流通の高度化・効率化事業
- ・新型コロナ感染症拡大の影響により顕在化した課題への対応 **拡充**

② 日本産酒類海外展開支援事業費補助金 **当初** **7.0億円**
(ブランド化・酒蔵ツーリズム補助金)

【対象となる取組】

- ・日本産酒類のブランディング事業
- ・酒蔵ツーリズムによるインバウンド需要開拓事業

(2)日本産酒類の販路拡大・消費喚起推進 **補正** **5.5億円**

(Enjoy SAKE! プロジェクト)

酒類事業者団体等による日本産酒類の販路拡大や消費喚起に向けた各種イベント等について、有効な開催手法等のモデル事例の構築

(3)日本産酒類ブランド化推進 **当初** **一部新規** **1.6億円**

地理的表示(GI)酒類のブランド価値向上のためのシンポジウム等(琉球泡盛等のプロモーションを含む)を実施。

上記シンポジウム内において、日本産酒類のブランド化のための方策等のテーマについて、若者の自由な発想によるビジネスプランを対象とした若年層向けビジネスコンテストを開催。

(4)中小企業等経営支援経費 **当初** **0.1億円**

活性化・経営革新研修(事業承継セミナーを含む)

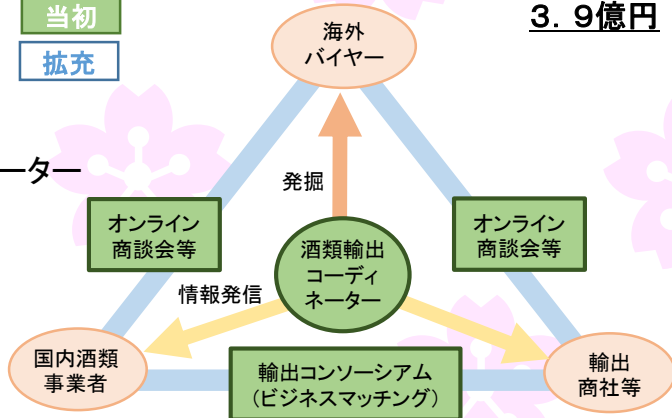
2. 輸出促進関係 (1)~(4):22.5億円

(1)新市場創造支援事業(再掲) **15.0億円**

(2)海外販路開拓支援 **当初** **3.9億円**

- ① オンライン商談会等 **拡充**
- ② ビジネスマッチング
- ③ 酒類輸出コーディネーター

- ④ 海外バイヤー招聘
- ⑤ 海外市場調査



(3)国際的プロモーション **2.0億円**

- ① ジャパンハウス等でのPR **当初**
- ② 海外酒類専門家等育成 **当初** **一部新規**
- 海外の料理教室と連携し、日本産酒類と現地の食材のペアリングメニューの開発やレッスンを通じた認知度向上を実施等。
- ③ ユネスコ登録の機運醸成 **当初** + **補正 (0.3億円)**

日本酒等のユネスコ登録に向けた機運を醸成するための各種PR事業「伝統的酒造り」が登録無形文化財に登録されたことを踏まえ、機運醸成への取組を強化。

(4)日本産酒類ブランド化推進(再掲) **1.6億円**

(注)この他に令和4年度予算において、以下を計上。

- ・酒類総合研究所に対する運営費交付金【10.1億円】(ブランド価値向上等に資する研究、国内外への情報発信強化等)
- ・日本酒造組合中央会の國酒振興事業に対する補助金【6.0億円】(輸出戦略を踏まえた活動事業費、海外サポートデスクの増設、イベント等を通じた消費者に対する情報発信等)

日本産酒類の販路拡大・消費喚起に向けたイベント推進事業 (Enjoy SAKE! プロジェクト)

事業概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響による外食産業の落ち込みに伴う酒類消費の大きな減退に対応するため、酒類事業者による販路拡大・消費喚起につながる取組を支援する。
- 具体的には、酒類事業者団体等による日本産酒類の販路拡大や消費喚起に向けた各種イベントや情報発信について、酒類事業者団体等において自ら企画し、これを選定・実施した上で実証・分析することで、有効な開催手法や形態にかかるモデル事例を構築する。

事業例

1. 大規模事業

モデル構築例：オンライン等を活用した全国の消費者を対象とした消費喚起・販路拡大を見据えた大規模イベント

実施団体例：全国団体



2. 中規模事業

モデル構築例：地方を中心に販売されている地域に根差した酒類について、近隣の大都市や都道府県庁所在地での販路拡大を見据えた中規模イベント

実施団体例：局単位団体



3. 小規模事業

モデル構築例：地域の酒蔵の連携体によるウィズコロナで実施可能な消費拡大を見据えた小規模イベント

実施団体例：署単位団体
地域酒蔵の連携体



想定される経費

事業費(機器・設備類及び会場リース料、システム構築費、通信運搬費、印刷費、雑役務費等)、謝金、旅費、広報費、委託費、外注費など

日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組

政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月17日第208回通常国会）
日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信していきます。
- 菅総理大臣施政方針演説（令和3年1月18日第204回通常国会）
日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指します。

登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」が登録無形文化財に登録（令和3年12月2日）
（「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録）

1 登録要件

- ・ 米などの原料を蒸すこと
- ・ 手作業で伝統的なこうじ菌を用いてバラこうじを製造すること
- ・ 並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等

2 保持団体

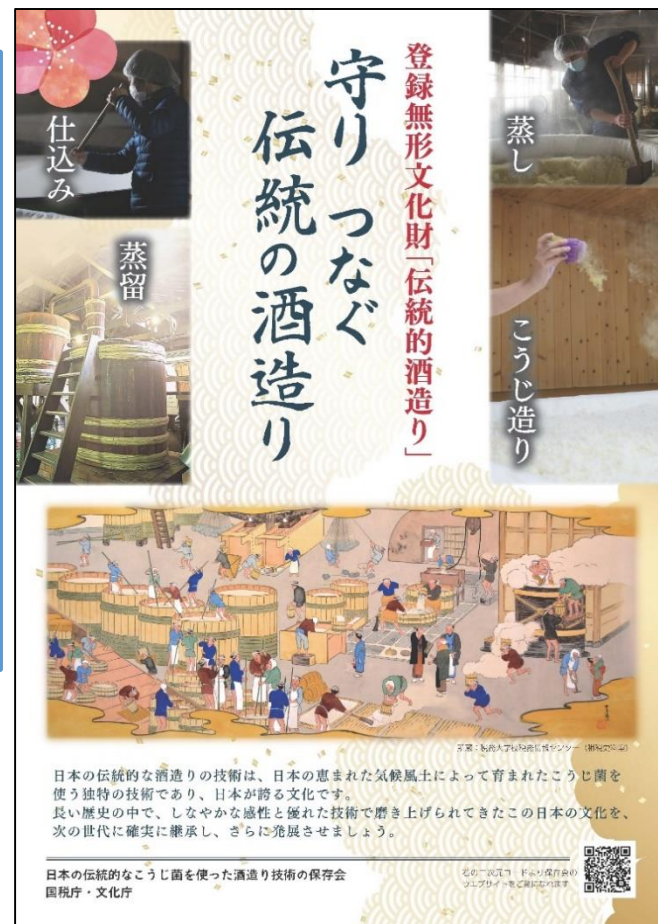
日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(R3.4.16設立)

会長：小西 新右衛門

（日本酒造組合中央会副会長、小西酒造(株)代表取締役）

上記の政府方針等を受け、文化庁や保存会等と連携して、伝統的な酒造り技術の保護・継承及びユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組を実施。

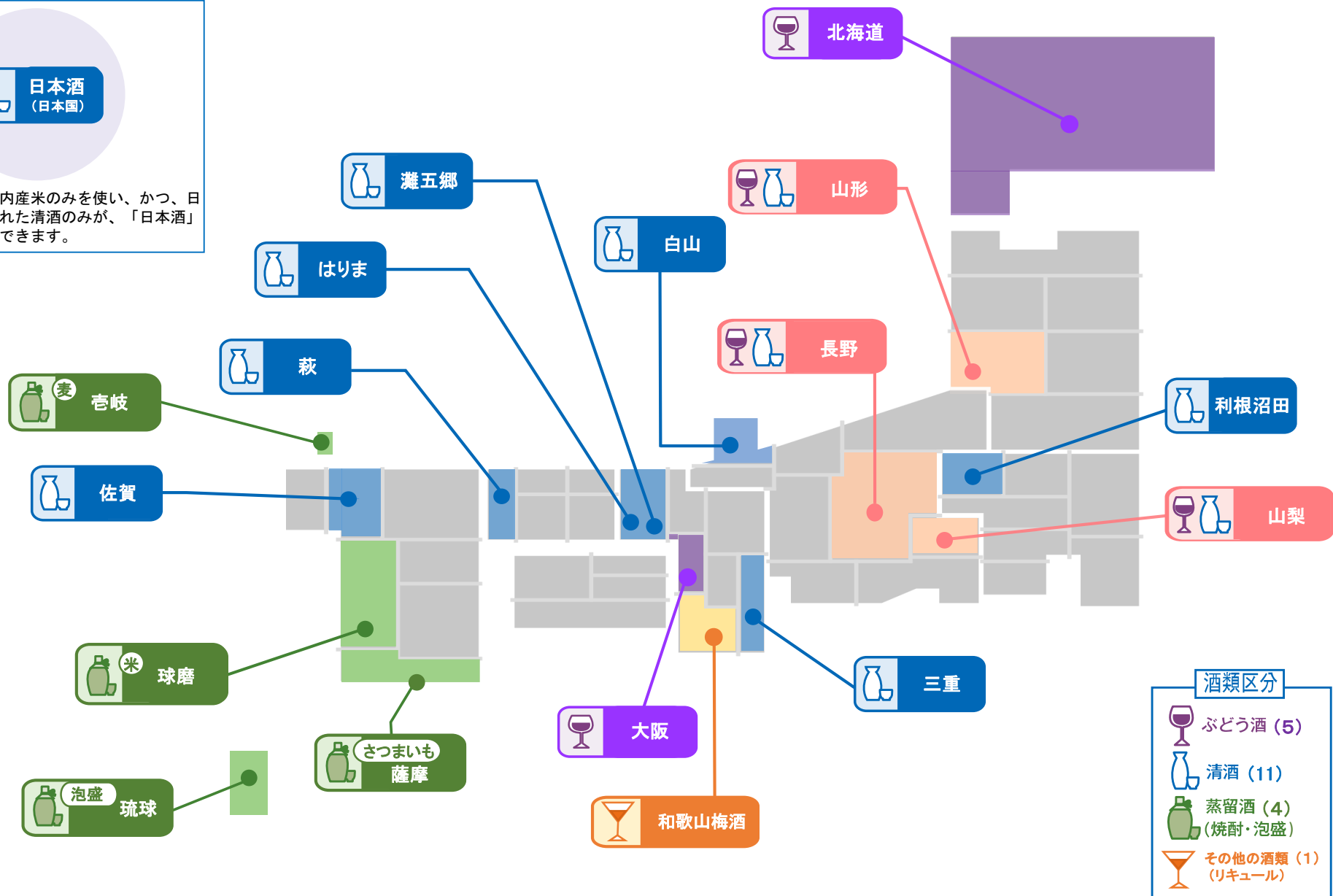
当面の取組として、伝統的な酒造りに関する調査報告書の作成・公表、ポスター（右図）の作成、シンポジウムの開催（令和4年2月東京、3月京都）、PR動画の制作等を実施。



酒類の地理的表示の指定状況①

日本酒
(日本国)

原料の米に国内産米のみを使い、かつ、日本国内で製造された清酒のみが、「日本酒」を名乗ることができます。



注 地図上では、都道府県単位で着色を行っており、必ずしも産地の範囲と一致しているわけではありません。

酒類の地理的表示の指定状況②

	名称 ※1	産地の範囲	指定日等 ※2
1	 壱岐	長崎県壱岐市	平成7年6月30日
2	 球磨	熊本県球磨郡、 人吉市	平成7年6月30日
3	 琉球	沖縄県	平成7年6月30日 (変更 令和2年9月14日)
4	 薩摩	鹿児島県(奄美市、 大島郡を除く)	平成17年12月22日
5	 白山	石川県白山市	平成17年12月22日
6	 山梨	山梨県	平成25年7月16日
7	 日本酒	日本国	平成27年12月25日
8	 山形	山形県	平成28年12月16日
9	 灘五郷	兵庫県神戸市灘区、 東灘区、芦屋市、西 宮市	平成30年6月28日 (変更 令和2年8月17日)
10	 北海道	北海道	平成30年6月28日
11	 はりま	兵庫県姫路市 他21市町 ※3	令和2年3月16日

	名称 ※1	産地の範囲	指定日等 ※2
12	 三重	三重県	令和2年6月19日
13	 和歌山梅酒	和歌山県	令和2年9月7日
14	 利根沼田	群馬県沼田市、利根郡 片品村、川場村、昭和村、 みなかみ町	令和3年1月22日
15	 萩	山口県萩市、 阿武郡阿武町	令和3年3月30日
16	 山梨	山梨県	令和3年4月28日
17	 佐賀	佐賀県	令和3年6月14日
18	 大阪	大阪府	令和3年6月30日
19	 長野	長野県	令和3年6月30日
20	 長野	長野県	令和3年6月30日
21	 山形	山形県	令和3年6月30日

※1 名称は、指定日順に記載。なお、指定日が同一の場合は、名称の五十音順に記載。更に、名称が同一の場合は、酒類区分(ぶどう酒、清酒、蒸留酒、その他の酒類)順に記載。

※2 変更は、平成27年10月に見直した「酒類の地理的表示に関する表示基準」に基づく変更のみ記載。

※3 兵庫県相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、明石市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町